

平成27年度第1回^{もり}森林の未来を考える懇談会資料

森林環境税制度に関する 検討の結果について

- 「平成28年度以降の森林環境税の在り方について」答申の概要
- 平成28年度以降の森林環境税の在り方について一答申一
- 森林環境税条例の改正について
- 森林環境税に関する検討報告書

平成28年1月20日

福島県農林水産部森林計画課

「平成28年度以降の森林環境税の在り方について」 答申の概要

森 林 計 画 課

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るための森林環境税制度が今年度で終期を迎えることから、今後の在り方について、福島県森林審議会に諮問を行い、平成27年7月8日に答申された。

1 審議経過

- 平成26年度第3回森林審議会（H27.3.27）
「平成28年度以降の森林環境税の在り方について」諮問を行う。
- 平成27年度第1回森林審議会（H27.5.14）
現行の7つの主要施策の展開により、引き続き継続すべきとの中間取りまとめを行う。
- 平成27年度第2回森林審議会（H27.7.6）
県民意見公募（パブリックコメント（H27.5～H27.6））の意見も踏まえ、答申内容を取りまとめる。

2 これまでの取組

- 森林づくりタウンミーティングの開催（H26.10）
県内7方部において、県民から直接環境税制度に関する意見や提案をいただいた。
参加者 7方部合計 364名
- 県民アンケートの実施（H26.10～H26.12）
県民税の納税義務のある個人及び法人を対象に、現在の森林環境税制度に関する平成28年度以降の考えについてのアンケートを実施。
回答件数 10,900件（うち企業460件）
継続すべきとの回答が、前回調査（H21）の91.6%を上回り、94.8%を占めた。
- 県内市町村及び林業関係団体の意見聴取（H27.2～H27.3）
意見聴取先 県内59市町村 森林、林業、森林づくり関係団体41団体
すべての市町村・関係団体から継続すべきとの回答が得られた。
- 森林の未来を考える懇談会の意見（H27.3）
森林環境税制度の継続、現行施策制度の継承、情報発信の拡充などの意見をいただいた。

3 答申の概要

(これまでの取組の評価経過)

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響を受けている状況において、森林整備による森林環境の保全や、県民参画による森林づくりが推進されてきたことを評価する。

(要 点)

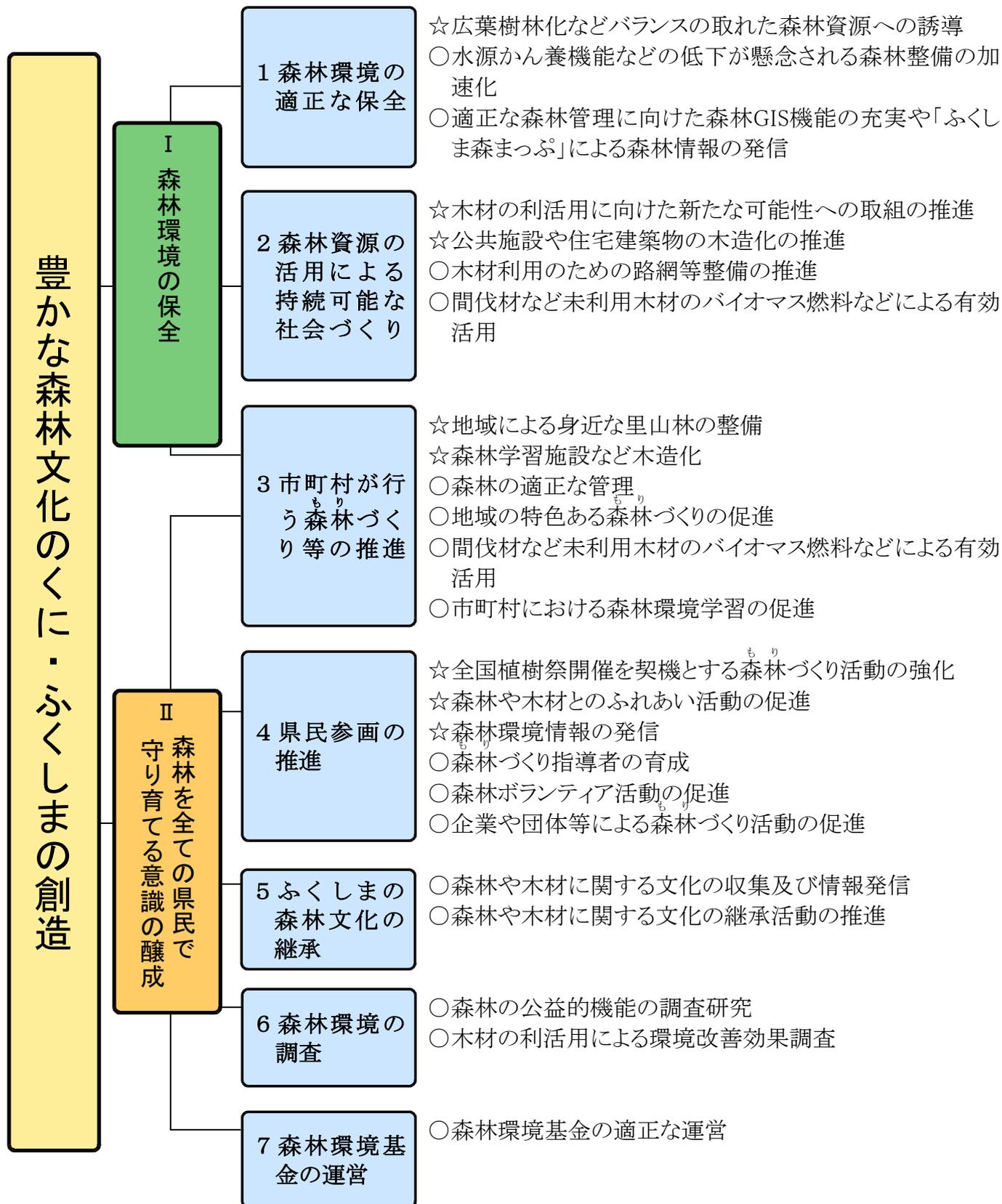
- ふくしまの森林が豊かであり続け、次世代に引き継いでいくためには、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により希薄となった、森林と人との絆、森・川・海にわたる地域間の絆、森林を守り育てていく世代間の絆の回復に、引き続き、力強く取り組んでいくことが必要。
- 県民アンケートや市町村等からの継続を求める強い声をもとに、県民の理解と協力のもと、森林環境税を継続し、森林環境の保全や森林を守り育てる県民意識の醸成に取り組むための施策を平成28年度以降も行っていくことが必要。
- 森林環境税を活用した取組の内容は、現行制度と同様とし、その期間も平成28年度から平成32年度までの5年間とすることが適当。
- 森林の整備については、荒廃のおそれのある森林や、水源かん養機能の低下が懸念される森林を引き続き、優先的に整備することが必要。
また、野生鳥獣の生息環境を整えるための緩衝地帯を設けるなどの森林環境の整備に努めることが必要。
- 県産材の有効活用については、公共施設などの木造、木質化に努めるとともに、木質バイオマスの推進やCLTなどの利活用に向けた新たな取組を進めることが必要。
- 市町村事業については、地域に密着した重要な取組であり、現行の枠組みや事業規模を継続し、地元の創意工夫による地域に身近な里山林の整備や木材の活用促進のほか、森林とふれあうための森林環境学習活動を一層推進することが必要。
- 県民参画の推進については、平成30年に本県で開催が予定されている全国植樹祭を契機に、県民一人一人が参画する森林づくり活動を拡大し、より一層の意識醸成を図ることが重要。

東日本大震災及び原子力発電所事故からの回復にふさわしい次期対策の考え方 (森林と人、世代間、地域間の絆の回復)

《基本理念》《基本目標》《施策の方向》

《主な取組》

(☆は拡充すべき視点)



This page intentionally left blank.

平成28年度以降の森林環境税の
在り方について
— 答申 —

平成27年 7 月

福島県森林審議会



目 次

はじめに	1
第1 森林・林業の現状と課題	2
1 福島県の森林・林業の現状	2
2 福島県の森林・林業の課題	2
第2 森林環境税を財源とした既存施策の検証と評価	4
1 森林環境の適正な保全	4
2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり	5
3 市町村が行う森林づくり等の推進	7
4 県民参画の推進	7
5 ふくしまの森林文化の継承	9
6 森林環境の調査	10
7 森林環境基金の運営	10
第3 次期対策にあたっての基本的な考え方	12
1 森林環境の適正な保全	13
2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり	13
3 市町村が行う森林づくり等の推進	13
4 県民参画の推進	13
5 ふくしまの森林文化の継承	14
6 森林環境の調査	14
7 森林環境基金の運営	14
8 その他	14
図 東日本大震災及び原子力発電所事故からの回復にふさわしい 次期対策の考え方	15
第4 森林環境税を活用した次期対策の提案	16
1 施策の内容	16
2 実施期間及び事業規模	18
(参考) 森林文化のくに・ふくしま県民憲章	19

はじめに

県土の7割を占める森林は、木材生産のほか、県土の保全や水源かん養、さらには、快適な環境形成など、私たちの暮らしに欠かせない働きがあり、私たちは、古くからこれらの森林の恵みによって物質的にも精神的にも、文化的にも豊かな生活を享受してきました。このような森林と人との関わりは、健全な姿で未来に引き継いでいかなければなりません。

また、県内の豊富な森林資源は年々充実し、本格的な利用期を迎えており、これまでの木を育てる時代から、使う時代へと変化するなか、適切な森林整備による公益的機能の持続的発揮とともに、積極的な木材利用による循環型社会づくりが求められます。

一方、恵み豊かな森林資源を支えてきた本県の林業は、採算性の悪化による森林所有者の森林への関心の低下や、担い手の高齢化などによって立ちゆかなくなっており、手入れの行き届かない森林の増加とともに、森林の持つ様々な機能が低下することが懸念される中、本県は、県民の理解と協力のもと平成18年度から森林環境税を導入し、「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」を基本理念に、森林環境の適正な保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組んできました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災により、多くの県民の尊い命が犠牲になり、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により、今なお11万人を超える県民が県内外での避難生活を強いられるなど、震災から5年目となる現在においても、その影響は計り知れないものがあります。本県の森林・林業においても、林業産出額の大きな減少や森林整備活動の停滞、森林とのふれあい活動の縮小など、その影響は極めて大きなものとなっております。

森林と人との絆を取り戻し、本県の森林をより良いものとするため、森林環境の適切な保全を図るとともに、県民一人一人が、森林への一層の理解や関わりを深めることが何より重要です。

こうした状況のもと、本森林審議会は、平成27年3月27日に福島県知事から諮問を受けた、「平成28年度以降の森林環境税の在り方」について、とりまとめを行うものです。

第1 森林・林業の現状と課題

1 福島県の森林・林業の現状

本県の森林面積は、県土の7割を占める97万5千haで、このうち6割にあたる56万6千haが民有林で占められています。これらの森林はこれまで、地域における林業生産活動等によって支えられ、木材資源の循環利用や森林と共存した暮らしを通じて、維持管理され、良質な木材を供給するとともに、豊かな生態系や景観が保全され、併せて多様な公益的機能が発揮されてきました。

本県の林業は、山村の過疎化や林業就業者の減少・高齢化、木材価格の長期低迷等による厳しい状況が続いている中、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原子力発電所事故」と言う。）により放射性物質の影響を多大に受け、その回復には、森林所有者自らの努力のみでは、十分な活動が行き届かない状況となっています。

一方、森林に対する県民の期待は、木材生産や水源かん養機能、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止、レクリエーションや環境教育の場など多様化しております。

このため、県は、県民の理解と協力のもと森林環境税により、県民一人一人が参画する新たな森林づくりをテーマに、森林の持つ公益的機能を維持・保全するため、間伐などの森林整備や木材の利用促進などを通じた森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組んできたところです。

2 福島県の森林・林業の課題

(1) 森林・林業を支える農山村の活性化

農山村地域においては、過疎化、高齢化の進行等による山離れが進み、森林と人との絆や豊かな森林を通じた人と人との絆が失われるなかで、かつての活力が衰えつつあります。また、林業生産活動の停滞により、里山を含む森林環境の保全にも支障をきたしています。

このため、「県民一人一人の参画」によって、里山を含む森林環境の持続的管理と林業生産活動の活性化を支援することが必要となっています。

さらに、私たちは、森林の恵みを有効に利用する考え方とそのための知恵や技術、時には信仰など心の領域にも及ぶ「森林文化」を育み、また、生活工芸品や漆器などを利用する「木の文化」を受け継いできました。こうした文化は、自然との共生に欠かすことのできない貴重な財産として再認識し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。

(2) 原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や大津波で多くの尊い命が犠牲になり、また、先人が長い年月をかけて育ててきた海岸防災林が一瞬で消滅し、県内の森林は、山崩れや地割れが発生するなど未曾有の被害となりました。さらに、原子力発電所事故による放射性物質の影響は、林業産出額の4割に及ぶ減少や、間伐など森林整備の停滞、森林とのふれあい活動の減少など、森林・林業・木材産業や森林と人との絆に、極めて大きな影響を及ぼしており、震災からの復旧・復興は、喫緊の課題であります。

(3) 森林資源の循環利用

一方、本県の森林資源は、年々充実しており、本格的な利用期を迎え、これまでの木を育てる時代から、使う時代へと変化し、豊富な森林資源を循環利用することにより、公益的機能が持続的に発揮されるよう努めていくことが必要であり、森林を守るためにも木材を積極的に使用することが重要になっています。

森林・林業の現状と課題

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| ・ 原発事故に伴う放射性物質 | ⇒ 森林と人との絆の喪失 |
| ・ 農山村の過疎化、高齢化 | ⇒ 農山村地域の疲弊 |
| ・ 森林管理放棄と手入れ不足 | ⇒ 水源かん養等公益的機能低下の懸念 |
| ・ 林業採算性の悪化に伴う林業離れ | ⇒ 森林資源の循環利用の停滞 |
| ・ 住民の地区外流出 | ⇒ 世代間の絆の喪失
森林管理、森林利用技術の継承困難 |
| ・ 生活様式の大きな変化 | ⇒ 森林文化の衰退、里山林の荒廃 |
| ・ 森林の偏り | ⇒ 二酸化炭素吸収能力の低下 |
| ・ 間伐材等の未活用 | ⇒ 資源の無駄、化石燃料への依存 |



懸念される森林の荒廃と県民生活への影響

- ・ 森林と人との絆の喪失
- ・ 農山村地域の疲弊
- ・ 土砂災害等の危険性増大
- ・ 森林環境の悪化による水源かん養機能をはじめとする公益的機能の低下
- ・ 良質な県産木材資源の減少、枯渇
- ・ 里山林や竹林の荒廃と野生鳥獣による被害の拡大
- ・ 森林文化・木の文化の衰退、技術継承の断絶
- ・ 森林資源の更新の困難

第2 森林環境税を財源とした既存施策の検証と評価 (平成23～27年度)

県は、平成18年度から森林環境税条例を施行し、第2期対策においては、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、7つの主要施策分野による取組を実施しています。

1 森林環境の適正な保全

県民の飲み水に結びついている公益的機能の高い「水源区域」などの森林において、間伐などの森林整備に取り組んでおり、平成23年度から平成26年度までに約7千haが実施されています。

また、無花粉スギ採穂園・少花粉スギ採種園の造成を進めており、平成26年度までに花粉症対策品種苗木の供給体制の整備が行われているほか、これまでに900本の苗木が地方植樹祭や企業の森林づくり活動等に供給されています。

さらに、森林の情報提供に福島県森林GISが活用され、電子地図を活用した森林情報を、情報サイト「ふくしま森まっぷ」に掲載し、インターネットを通じ県民等に広く発信されています。



森林整備(間伐)直後の状況



森林整備(間伐)3ヶ月後の状況

2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

(1) 間伐材搬出の支援

森林整備による二酸化炭素吸収量の増大と、二酸化炭素の固定を促進するため、間伐材の搬出に必要な林内作業路等路網の整備と原木市場等への間伐材の運搬支援が行われるとともに、燃料用木材の安定供給体制の構築のため、木質バイオマスエネルギー利用施設への燃料用間伐材等供給への支援が行われています。

これまでに、間伐材の搬出に必要な作業路が約200 km整備され、山土場から原木市場等までの間伐材の運搬経費支援により約8万9千m³の材が搬出されました。また、木質バイオマスエネルギー利用施設への燃料用間伐材等供給においては、約10万4千m³の供給支援が行われています。



間伐材搬出状況



木材市場への運搬



作業路整備の状況

(2) 企業の^{もり}森林づくりを支援

企業や団体等による、社会貢献活動の^{もり}森林づくりを推進し、林業関係者以外による森林整備の活動フィールドの幹旋や協定締結等を進め、これまでに7つの企業などとの協定が締結され、^{もり}森林づくり活動が行われています。



企業や団体の森林整備活動を支援

(3) 木造住宅の普及PR

これまでに、県産材の安全性、及び低炭素社会づくりに向けた活動を、家づくりセミナー7回、ワークショップ等活動が46回開催されたほか、県産材を使用し、一定要件を満たす住宅の新築・増改築・購入211棟（うち被災者の建築等58棟）に対し、県産農林水産品と交換可能なポイントが交付されています。



エコポイントが交付された木造住宅



木造住宅の普及・PR

(4) 木とのふれあいの創出

商店街等公共性の高い民間施設において、県産材を活用した木景観の創出を図るため、ふれあい広場など14施設に木製椅子などを設置したほか、特別養護老人ホーム「新地ホーム」など34の公共施設等で木製品による「ほっと」スペースの設置が行われました。

また、木とのふれあいを創出するため、小中学生を対象に木工工作の体験、技術指導がのべ442校で行われたほか、木質バイオマス暖房による「CO₂ダイエット」に向けて、民間住宅や事務所等にペレットストーブや薪ストーブが183台導入されています。



新「ほっと」スペース



木とのふれあいを創出

3 市町村が行う森林づくり等の推進

県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して、創意工夫を凝らした森林整備や、県産材の利活用を展開することができるよう、森林環境交付金による市町村が行う森林づくり等の活動が行われています。

これまでに、県内の674校（全体の96%）の小中学校で森林環境学習が実施されています。

また、集落周辺や街道沿線の森林の整備など、地域の課題に対応した活動が行われているほか、図書館や公民館等の市町村有施設や、小中学校や幼稚園等の保育施設において、県産材を使用した机や椅子等の導入、内装木質化などが実施されています。



森林環境学習を支援



地域の森林の整備



公共施設の県産材利活用



4 県民参画の推進

(1) 森林環境学習の推進

森林環境の重要性や林業の役割を学ぶ森林とふれあうフィールドの整備や、県民の森林環境学習を推進するための指導者の育成が行われています。

これまでに、ふくしま県民の森(大玉村)をはじめとする県内5施設において、間伐などの森林整備と、案内板やバリアフリー歩道などの施設の整備が行われています。

また、森林とのふれあいを通じて森林の役割や重要性を県民に広く伝える指導者である「もりの案内人」が46人、森林環境学習に関する専門的な知識や指導技術向上のための研修講座を設け、これまでに132人の方が受講されています。

さらに、県内の県立学校17校において、森林の環境や役割等に関する体験学習が行われています。



もりの案内人の養成



森林環境学習の支援

(2) 森林ボランティア活動の支援

ふくしま県民の森に森林ボランティアサポートセンターが設置され、森林づくり活動の広報や森林ボランティア活動の相談等が行われるとともに、積極的な森林整備を行う森林ボランティアのべ41団体への活動支援が行われました。



森林ボランティアサポートセンターの活動

(3) 森林環境シンポジウム等の開催

東日本大震災の被害や原子力発電所事故の影響による風評被害を克服し、林業に希望や元気を取り戻し、森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するため、森林・林業関係の復興に関する展示や各種実演、体験等のイベント及び森林環境シンポジウム等が開催されています。



林業復興鼎談の様子

(4) ^{もり}森林づくり活動の推進

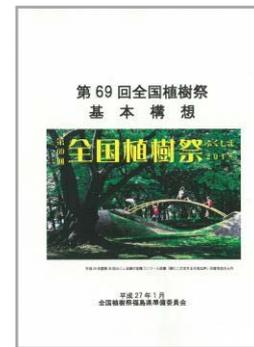
東日本大震災や原子力発電所事故により、森林は大きな被害を受けるとともに、取り巻く環境が大きく変化したことから、震災からの復旧・復興の一翼となるよう、^{もり}森林づくり活動の浸透・拡大を図るため、外部委員による^{もり}森林づくり活動推進の検討が行われました。また、検討結果の提言に基づき全国植樹祭の開催に向けた基本構想がとりまとめられました。



^{もり}森林づくり活動推進
についての提言



全国植樹祭福島県
準備委員会の開催



全国植樹祭基本構想

5 ふくしまの森林文化の継承

県内に受け継がれてきた森林文化を改めて見直し、現代生活に活かしていくため、森林文化について記録カードが86件、記録映像が8本が作成され県のホームページ等で公開されています。また、森林文化を芸術文化の視点で捉え、アーティストとの作品制作ワークショップや展示等を通じて森林文化を学び発信する「森のはこ舟アートプロジェクト」が、平成26年度より実施されています。



森林文化記録映像



森林文化体験
イベント



森のはこ舟
アートプロジェクト

6 森林環境の調査

森林整備による水源かん養機能向上の調査、及び渓流水の水質への影響調査が行われております。

森林からの渓流への流入負荷について検証したところ、森林の手入れの状況により異なる渓流水の水質変化について、これまでの調査においては、間伐の実施の有無によるCODや窒素などの水質への汚染の影響は確認されませんでした。



渓流水への影響調査



水源かん養機能向上の調査

7 森林環境基金の運営

森林環境税関連施策の効果・効率的な展開に努めるとともに、第三者機関である「森林の未来を^{もり}考える懇談会」を設置し、森林環境税を財源とする取組に対する意見や評価などを行い、施策の実効性の確認や透明性の確保が行われています。

以上のように、県民の理解と協力のもと、森林環境の適正な保全や、県民参画の推進に向けた取組が行われてきました。

【これまでの取組の評価(平成23～27年度)】

1 森林の適正な保全

管理の行き届かなかつた森林において、水源かん養や土砂災害防止機能の向上を目的に、間伐等の森林整備が実施されてきましたが、原子力発電所事故の影響により、目標面積に対して7割程度の実績が見込まれることから、今後も積極的に取り組む必要があります。

2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

間伐材の搬出やそのための路網整備に努め、約8万9千m³の材が搬出されるなど、これまで森林内に放置されていた間伐材の有効利用が図られています。

また、木造住宅の普及に向けたセミナーの開催や、ペレットストーブや薪ストーブの導入促進など、木材の利活用に向けた様々な取組が行われています。

引き続き、年々充実する森林資源の積極的な利活用による持続可能な社会づくりに、継続して取り組む必要があります。

3 市町村が行う森林づくりの推進

市町村への森林環境交付金により、児童生徒を対象とした森林環境学習や地域の森林の整備、住民に身近な施設における県産材の利活用などの取組が行われており、今後とも、地域に密着した市町村の独自性を発揮した継続的な取組が求められます。

4 県民参画の推進

森林環境学習の場の整備や、森林とのふれあいを通じて森林の役割や重要性を県民に広く伝える「もりの案内人」を養成するなど、県民参画による森林づくりの推進に必要な環境整備が図られています。

今後とも、これら指導者の活動を支援するとともに、企業や団体などの森林づくりに対する継続的な支援や、原子力発電所事故の影響により減少した森林と人とのふれあい活動を回復するため、県民が様々な形で森林とふれあう機会を提供するなど、県民参画による森林づくりを浸透・拡大する取組が求められます。

5 ふくしまの森林文化の継承

県内に受け継がれてきた森林文化を改めて見直し、現代生活に活かしていくため、森林文化に関する調査カード86件や記録映像8本が作成され県のホームページで公開されるなど、ふくしまの森林文化の継承に向けた取組が行われました。

今後とも、地域に根ざした森林文化の保存や一般県民等へ分かりやすい形で継承する取組が必要です。

6 森林環境の調査

森林整備を行うことによる水源かん養機能や渓流水の水質への影響調査を継続し、県民にわかりやすい情報を発信する必要があります。

7 森林環境基金の運営

森林環境税を財源とする取組の適正な執行と透明性を確保するため、今後とも森林環境基金を適正に管理していく必要があります。

第3 次期対策にあたっての基本的な考え方

本県森林資源が本格的な利用の時期を迎える一方、木材価格の低迷や過疎化など従前からの課題に加え、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧・復興という新たな課題に直面する本県の森林・林業においては、森林の適正な保全により持続可能な社会を形成するとともに、森林と人との絆や、森・川・海にわたる地域間の絆、森林を守り育てていく世代間の絆の回復に力強く取り組んでいく必要があります。

平成28年度以降の森林環境税についての県民の意向を確認するため、昨年、県が実施した県民アンケート調査において、県内外に避難されている方を含め、各界・各層から1万件を超える貴重な回答が寄せられ、森林環境の維持・保全に対する県民の関心の高さがうかがわれます。

この結果は、平成28年度以降の森林環境税による取組について「継続すべき」との意見が95%を占め、県民の意向が反映された極めて重いものと考えます。

また、県内7方部で開催された県民から直接意見を聴く会（森林づくりタウンミーティング）において、制度継続を求める強い意見があったほか、市町村・関係団体からの意見聴取においても、全ての回答が「制度を継続すべき」とのものであり、中でも回答の7割以上が「現在の制度のまま継続すべき」という結果となりました。

既存施策の検証と評価及び県民アンケート調査等の結果を踏まえ、本審議会は、森林文化のくに・ふくしま県民憲章^{*}に謳う「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」の基本理念のもと、県民一人一人が森林の重要性と果たすべき役割について改めて認識し、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するため、森林環境税による取組を現行の7つの主要施策の展開により引き続き継続すべきと考えます。

また、制度継続にあたっては、各施策ごとに次の点に留意すべきと考えます。

※森林文化のくに・ふくしま県民憲章

豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくための基本理念として平成17年11月20日に制定した県民憲章。（巻末に掲載）

1 森林環境の適正な保全

原子力発電所事故以降、県内の森林整備活動は大きく停滞しており、県民アンケート調査においても、「森林環境の適正な保全」を求める意見が多くを占めていることから、手入れが行き届かないため荒廃や水源かん養などの公益的機能の低下が懸念される森林について、積極的な森林整備に取り組むことが重要と考えます。

また、森林GISの管理運営など、適正な森林整備に向けた、森林情報の提供が必要です。

2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

森林において生産された木材などを有効に活用するための路網整備を進めるとともに、森林資源の適正な循環利用の確保に努めるため、森林認証制度^{※1}の普及推進に取り組む必要があります。

また、木材需要の一層の拡大による持続可能な社会づくりを進めるため、住宅や公共建築物、森林環境学習施設等の木造化や木質バイオマスなど木材の利活用の推進に加え、CLT^{※2}など、新たな可能性への取組を推進する必要があります。

※1 森林認証制度・・・第三者機関により、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された森林や木材に対して与えられる認証。

※2 CLT・・・「直交集成板」。新しい木質構造用部材として、ヨーロッパ各国等で様々な建築物に利用が広がっている。

3 市町村が行う^{もり}森林づくり等の推進

地域の実情に応じた市町村が自ら行う取組は極めて重要であることから、小中学校児童・生徒等を対象とした森林環境学習や、地域の特色ある^{もり}森林づくり、病虫害の未然防止などのための里山や竹林の整備、地域における公共施設等の木造化などの市町村の独自性を持った取組を推進することが重要と考えます。

4 県民参画の推進

森林を県民全体で支える意識を醸成するため、森林ボランティア団体の活動や、企業の^{もり}森林づくりによる社会貢献活動を推進するとともに、森林環境学習などの指導者の育成や、地域住民による身近な里山林の整備などに、より一層積極的に取り組む必要があります。

特に、東日本大震災と原子力発電所事故の影響により、希薄となった^{もり}森林と人

との絆の回復が重要であることから、インターネットを活用した県民向け森林情報サイト「ふくしま森まっぷ」の活用推進を始め、間伐等の森林整備や木材加工工場等、川上から川下にわたる見学会を開催するなど、様々な形で情報発信の取組を拡充するとともに、平成30年に本県での開催が予定される全国植樹祭を契機とする県民参画による森林づくり運動のさらなる推進が求められます。

5 ふくしまの森林文化の継承

先人たちが、生活を通じた森林との関わりのなかで育み、郷土に受け継がれてきた貴重な森林の文化や木の文化を、県民の財産として次世代に引き継いでいくための取組を進めることが重要と考えます。

6 森林環境の調査

森林整備による公益的機能や、木材利用によりもたらされる環境への効果等について県民の理解促進を図るため、調査研究を進める必要があります。

7 森林環境基金の運営

森林の未来を考える懇談会による評価を受け森林環境税を活用した取組の透明性・平等性を確保するとともに、県民の森林環境基金制度への理解を促進するため、広報活動を充実する必要があります。

8 その他

東日本大震災や原子力発電所事故からの復旧・復興には、原則として、国庫補助事業や原子力損害賠償など、県民自らの負担によらない財源を充当すべきものと考えます。

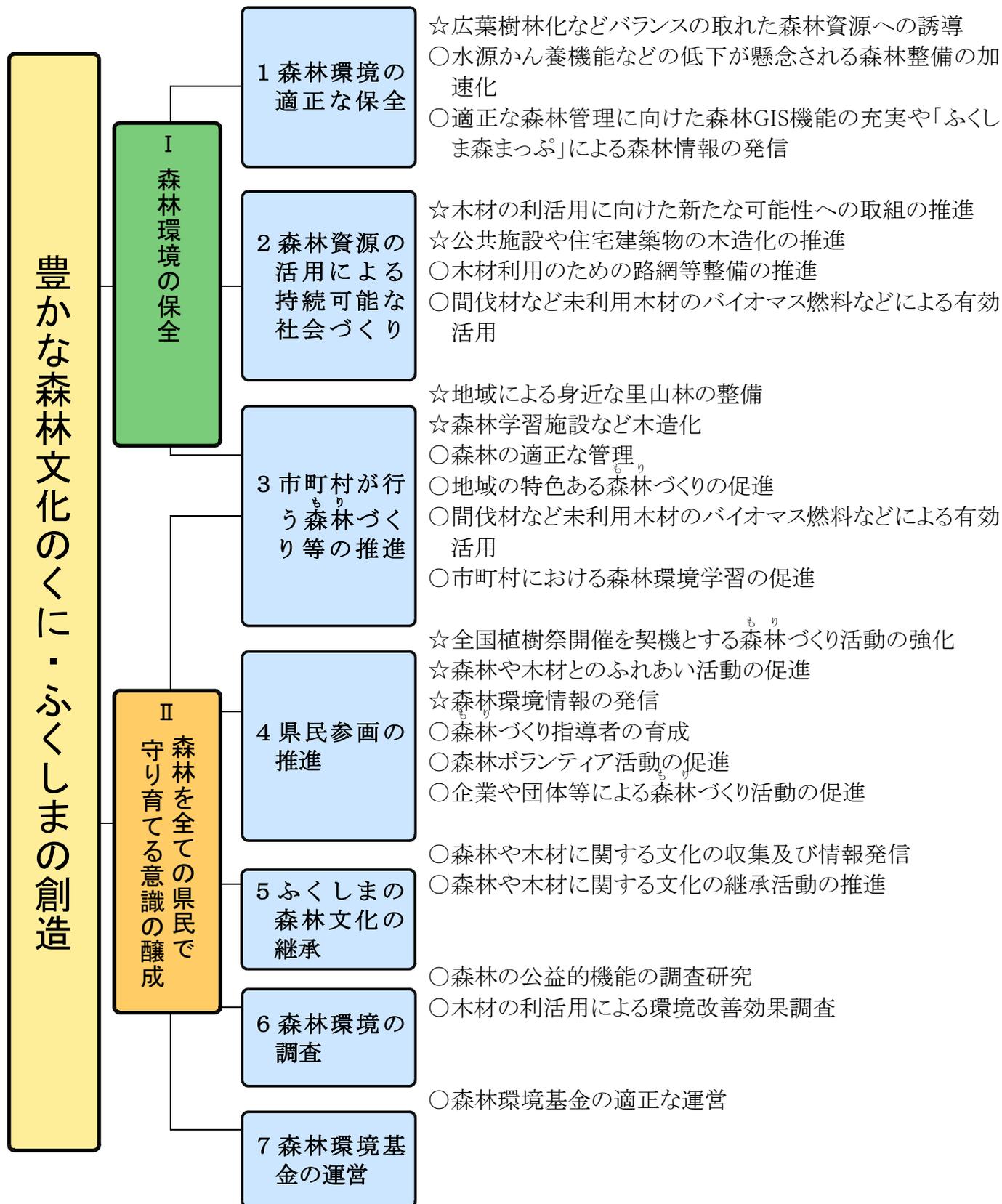
また、県民への空間線量率や放射性物質対策に関する正確な情報発信をさらに充実することが求められます。

東日本大震災及び原子力発電所事故からの回復にふさわしい次期対策の考え方 (森林と人、世代間、地域間の絆の回復)

《基本理念》《基本目標》《施策の方向》

《主な取組》

(☆は拡充すべき視点)



第4 森林環境税を活用した次期対策の提案

私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるように守り育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、森林の有する公益的機能の持続的な発揮はもとより、従来の森林・林業の課題に加え、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により希薄となった、森林と人、世代間、地域間の絆を回復する必要があると考えます。

本審議会は、平成28年度以降の森林環境税の取組に対する県民等からの強い声を基に、森林の恩恵を受けている全ての県民の理解と協力を得ながら、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に引き続き取り組むため、次のとおり施策の展開を行っていくことを提案します。

1 施策の内容

(1) 森林環境の適正な保全

水源のかん養や県土の保全など森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、次の取組を行う。

- ①飲料水の水源や、手入れが行き届かないため荒廃し、水源かん養などの公益的機能の低下が懸念される森林について、引き続き優先的に整備に取り組む。
- ②針葉樹の広葉樹林化による多様な森林資源への誘導を図るとともに、森林の適正な保全・管理に努める。
- ③鳥獣害対策のため、野生鳥獣の生息環境を整える緩衝地帯の設置などの森林環境整備に努める。
- ④森林GISによる電子地図を活用した、森林資源等の森林情報の発信及び適正な管理を継続する。

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり

木材など森林資源の有効活用と需要拡大を進めるため、次の取組を行う。

- ①森林において生産された木材を有効に活用するための路網整備や、原木市場等への間伐材の搬出を支援する。
- ②森林資源の活用による持続可能な社会づくりを進めるため、森林の大切さや木材の良さについて、県民への普及啓発を行うとともに、森林認証制度などの普及推進に取り組む。
- ③公共施設や、森林環境学習施設等の木造・木質化、及び住宅への県産木材の利用を推進する。
- ④木材需要の一層の拡大に向け、木質バイオマスへの利用拡大や、CLTなど木材利活用に向けた新たな可能性への取組を推進する。

(3) 市町村が行う^{もり}森林づくり等の推進

市町村が自ら行う地域に密着した重要な取組であり、次の活動を行う。

- ①鳥獣害対策のための森林整備や竹林整備など、地域に身近な里山林の整備と、これを契機とした地域住民の参画による^{もり}森林づくり活動の拡大。
- ②小中学校の児童・生徒に加え、より幼少時から森林や木とふれあうための活動や森林環境学習の実施。
- ③公共施設や森林環境学習施設等の木造・木質化や、木質バイオマス利活用の取組の推進。
- ④荒廃のおそれのある森林の整備に引き続き優先的に取り組む。

(4) 県民参画の推進

森林と人との絆、森・川・海にわたる地域間の絆、及び森林を守り育てる世代間の絆の回復に向け、次の取組を行う。

- ①間伐等の森林整備から木材の加工、木製品の活用までの一連の体験・見学会等、県民が様々な形で森林や林業への理解を深め、ふれあうことができる取組を推進する。
- ②青少年や成人まで拡大した森林環境学習を展開するため、大学等との連携によるインターンシップや学生の自己学習活動などを支援する。
- ③インターネット等のさまざまなツールを活用し、森林への理解と^{もり}森林づくりの意識醸成に資する情報発信を行う。
- ④森林ボランティア団体の活動や、企業の^{もり}森林づくりによる社会貢献活動を推進するとともに、地域住民による身近な里山林の整備などを支援する。
- ⑤^{もり}森林づくり活動支援のためのフィールドの整備や「もりの案内人」などの指導者を、引き続き計画的に育成する。
- ⑥平成30年に本県で開催が予定されている全国植樹祭の準備を進めるとともに、これを契機に、県民一人一人が参画する^{もり}森林づくり活動を拡大し、より一層の意識醸成を図る。

(5) ふくしまの森林文化の継承

地域に根ざした森林文化について、大学等の研究機関や文化団体等との連携により、引き続き調査発掘に努め、次世代に引き継いでいく取り組みを行う。

(6) 森林環境の調査

森林に対する県民の理解を深めるため、森林整備や、木材利用によりもたらされる環境への効果等について調査を行い、情報発信に努める。

(7) 森林環境基金の運営

引き続き、第三者機関による森林環境税を活用した事業に対する意見の聴取や評価等を行い、取組への県民の参画と透明性の確保を図るとともに、県民の強い要望に応えるため、森林環境税を活用した取組の積極的な広報を行う。

2 事業規模及び実施期間

森林環境税を活用した今後の事業規模及び実施期間は、7つの主要施策毎に現行制度と同程度の事業規模とし、その実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年間とすることが適当と考える。

(参考)

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

平成17年11月20日制定

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、^{おそ}畏れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切に^{おそ}する優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や^{おそ}畏れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに^す棲む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切です。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につながります。

※県民アンケート調査の結果

・今回(H26)調査	現在のまま継続すべき	57.2%	} 94.8%
	新たな取り組みを加えて継続すべき	37.6%	
	継続すべきでない	3.0%	
	無記入	2.2%	
・前回(H21)調査	現在のまま継続すべき	54.4%	} 91.6%
	新たな取り組みを加えて継続すべき	37.2%	
	継続すべきでない	4.6%	
	無記入	3.8%	

This page intentionally left blank.

森林環境税条例の改正について

森 林 計 画 課

1 福島県地方税制等検討会

福島県森林審議会による取り組みの5年間延長の答申を受け、税制面からの検討を行い、平成27年9月7日に「森林環境税に関する検討報告書」をとりまとめた。

○森林環境税についての検討結果

(1) 納税義務者及び課税方式

現行の納税義務者の規定及び課税方式の継続が適当。

- ・納税義務者 個人：県内に住所、家屋敷を有する方
法人：県内に事務所等を有する法人等
- ・課税方式 県民税均等割の超過課税方式

(2) 税率

現行の税率の継続が適当。

- ・個人 年額 1,000円
- ・法人 年額 法人県民税均等割額の10%相当額
(資本金等の金額により2,000円～80,000円)

(3) 徴収方法

現行の徴収方法の継続が適当。

- ・個人 給与所得者：原則として事業主が給与から特別徴収して市町村に納入
その他の者：市町村が納税通知書により普通徴収
- ・法人 県に納付申告

(4) 課税期間

平成28年度から平成32年度までを次期課税期間とすることが適当。

2 福島県森林環境税条例の改正

平成27年12月議会において、「福島県森林環境税条例の一部を改正する条例」が可決（平成27年12月28日に公布・施行）され、森林環境税の課税期間が平成32年度まで延長された。

○福島県森林環境税条例の一部を改正する条例の内容

森林環境税を課する期間を平成32年度までに改める。

This page intentionally left blank.

森林環境税に関する検討報告書

平成27年9月

福島県地方税制等検討会

(はじめに)

本検討会は、従来より、税に関する課題について「地方分権時代にふさわしい税制のあり方」などの観点から検討を行い、課題を整理してきた。

平成16年度に検討し、平成18年度に導入となった森林環境税は、今年度末で施行から10年となり、福島県森林環境税条例（平成17年条例第3号）第2条、第3条に規定される課税期間の満了を迎えることとなった。

森林環境税の今後のあり方については、主に、県からの諮問を受けた森林審議会において議論が行われてきたが、本年7月には森林審議会の答申（「平成28年度以降の森林環境税の在り方について」）が取りまとめられ、森林環境税による事業の継続が県民から求められているとの考えのもと、取り組むべき施策の内容を提案するとともに、現行制度と同程度の事業規模とし、その実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とすることが適当とされたところである。

本検討会では、当答申について、税制面からの検討依頼を受けたことから、本年7月と8月に2回にわたり、税制面からの専門的な検討を行った。以下、検討の結果について報告する。

【森林環境税についての検討結果】

以下の5つの論点について検討を行った。

1 納税義務者及び課税方式について

(現行) 納税義務者

個人：県内に住所、家屋敷等を有する方

法人：県内に事務所等を有する法人等

課税方式

県民税均等割の超過課税方式

個人：個人県民税 均等割 ← 加算

所得割 (住所を有しない人は所得割なし)

法人：法人県民税 均等割 ← 加算

所得割

(検討内容) 全国で35県が本県の森林環境税と同様の課税を行っており、すべての県で県民税均等割の超過課税方式を採用している(1県のみ、個人県民税均等割と所得割の超過課税方式を採用し、法人課税はない。)

県民税均等割の超過課税方式は、幅広く県民に負担を求めるものであり、森林環境の保全や森林を守り育てる県民意識の醸成という森林環境税を課税する趣旨に合致しており、課税方式について、見直しが必要となる大きな課題等もない。

(検討結果) 現行の納税義務者の規定及び課税方式の継続が適当であると考えらる。

2 税率について

(現行) 個人：年額1,000円

法人：年額 法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の金額の区分	県民税均等割額	福島県森林環境税
50億円超	800,000円	80,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円
その他(1千万円以下)	20,000円	2,000円

(検討内容) 本県の森林環境税と同様の課税を行っている35県のうち、多くは個人が年額500円、法人が年額、法人県民税均等割額の5%相当額となっており、個人が年額1,000円、法人が年額、法人県民税均等割額の10%相当額以上としているのは、本県を含め7県と少ない。しかしながら、森林資源に恵まれている東北においては、課税している5県のうち、1県で個人が年額800円、法人が年額、法人県民税均等割額の8%相当額としているほか、他の4県では個人が年額1,000~1,200円、法人が年額、法人県民税均等割額の10%相当額としており、他自治体との均衡が図られているといえる。

(検討結果) 現行の税率の継続が適当であると考える。

3 徴収方法について

(現行) 個人：給与所得者 原則として事業主が給与から特別徴収して市町村に納入

その他の者 市町村が納税通知書により普通徴収

法人：県に申告納付

(検討内容) 県民税均等割の超過課税方式を採用することで、必然的に、当該徴収方法を採用することになる。既存の税制を活用するため、徴収方法について、見直しが必要となる大きな課題等はない。

(検討結果) 現行の徴収方法の継続が適当であると考える。

4 課税期間について

(現行) 平成23年度から平成27年度まで(5年間)

(答申) 平成28年度から平成32年度までの5か年とすることが適当である。

(検討内容) 超過課税方式により課税する場合は、一定の期間が経過した後、その間の施策の効果や社会情勢、課税制度等について、再度検討することが適当と考える。

(検討結果) 同じく超過課税方式を採用している法人県民税法人税割と同様、課税期間を5年間とすることは妥当と考える。よって、平成28年度から平成32年度までを次期課税期間とするのが適当であると考える。

以上